

令和6年第8回定例会
議案等参考資料

1 議案第 3 号関係

おいらせ町教育委員会公印規則 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
第1条 ～ 第7条 (略) <u>(電子公印)</u> <u>第8条 電子計算機を利用して証明又は通知等の事務を行うときは、電子計算機に記録した公印の印影を印字したもの（以下「電子公印」という。）をもって当該事務に使用すべき公印の押印に代えることができる。</u> <u>2 前項の規定により、電子公印を使用して事務を処理しようとする者（以下「事務処理担当課長」という。）は、電子公印使用承認申請書（様式第1号）により、教育長の承認を受けなければならない。</u> <u>3 前項の規定により許可を受けた事務処理担当課長は、電子公印のデータの改ざんその他不正使用等がないよう適正に管理し、偽造及び不正使用を防止するための措置を講じなければならない。</u> <u>4 電子公印の使用を廃止したときは、速やかに電子公印のデータを消去し、電子公印廃止報告書（様式第2号）により教育長に報告しなければならない。</u> 別表 (略) <u>様式第1号</u> <u>様式第2号</u>	第1条 ～ 第7条 (略) 別表 (略)

○おいらせ町教育委員会公印規則

平成 18 年 3 月 1 日
教育委員会規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 おいらせ町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の公印の調製、廃棄及び管理については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において「公印」とは、公文書に使用する教育委員会の庁印及び職印をいう。

(調製及び廃棄)

第 3 条 公印の調製及び廃棄は、すべて教育長の決裁を得て行わなければならない。

2 前項の規定により廃印となった公印は、すべて学務課長がこれを処分する。

(種類区分)

第 4 条 公印の名称、字句、保管責任者、形状、寸法、書体、個数及び使用区分は、別表のとおりとする。

(保管取扱い)

第 5 条 保管責任者は、所属係員のうちから公印の取扱者 1 人を指定しなければならない。

第 6 条 公印の使用は、必ず取扱責任者に関係文書を提示して承認を得、その面前において行わなければならない。ただし、保管責任者の承認を得た場合は、この限りでない。

第 7 条 公印の公用持出しの必要があるときは、必ず保管責任者の許可を得なければならない。

2 公印の公用持出しを行う者は、おいらせ町教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則(平成 18 年おいらせ町教育委員会規則第 4 号)第 3 条に規定する職員でなければならない。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日教委規則第 2 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、第 2 条から第 5 条までの規定は適用せず、この規則による改正前のおいらせ町教育委員会傍聴人規則第 6 条及び第 7 条、おいらせ町教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第 7 条、おいらせ町教育委員会の事務の委任等に関する規則第 3 条第 2 項、並びにおいらせ町教育委員会公印規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成 29 年 4 月 28 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。